

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスを、株主・お客様・従業員・地域社会等を含めた全てのステークホルダーとの信頼を築き、社業の繁栄を通して社会に奉仕するための企業統治機能として位置付けます。そして、株主総会・取締役会・監査役会を基幹とし、経営幹部で構成する経営会議を通じて、経営の公正・透明性を追求し、当社および当社グループのコーポレートガバナンスやコンプライアンス強化に努めます。また、品質の追及と環境との調和に努め、経営理念、行動原則・行動規準の実践を通じて、より高い付加価値の創造と企業価値の向上、さらには企業の社会的責任を果たしてまいります。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、
「エルナーグループコーポレートガバナンス基本方針」を制定し、以下の当社ホームページに掲載しております。
<http://www.elna.co.jp/ir/library/corporategovernance/gc.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-8-2 筆頭独立社外取締役の決定】

当社の独立社外取締役は2名であり、筆頭独立社外取締役を定めておりません。然しながら、独立社外取締役が、経営陣、監査役及び監査役会との積極的な連携を図るとともに、当社の経営企画部や管理部も連絡・調整や連携の役割を担うことで、体制整備を図っております。

【補充原則4-10-1 取締役の指名・報酬等、重要事項の決定に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社では、任意の諮問委員会を設置しておりません。もっとも独立社外取締役2名を選任しており、独立社外取締役2名は、いずれもそのバックグラウンドを当社の経営に活かすことが出来る会社役員経験者です。当社は、独立社外取締役がその豊富な知識と経験に基づき取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、特に重要な事項に関する検討に当たり適切な関与・助言を得ており、実効性の高い経営の監督体制を確保しています。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価と結果表示】

取締役会の実効性を評価するため、全ての取締役および監査役を対象に本件に関するアンケートを配布し実施致しました。その結果の内容については、取締役および監査役がそれぞれ確認・共有し、議論を行った上で、評価結果の概要について開示します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引関係維持・発展、あるいは当社の中長期的な企業価値を向上させることを目的として、当社取引先である上場会社の株式を保有します。これらの株式については、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、適宜、取締役会にて当該株式の保有の意義を検証し、その内容を有価証券報告書にて開示します。また、当社は、これらの株式の議決権行使について、その議案が当社の保有意義の方針に適合するか等、総合的に勘案し、議案への賛否の判断を行います。

(当社ホームページへ記載の「エルナーグループコーポレートガバナンス基本方針」第6条に記載しております)

【原則1-7 関連当事者間の取引に係る適切な手続・枠組み】

当社は、役員や主要株主等との取引を行う場合、取締役会への報告を求め、その相当性について審議するものとし、また、これらの関連当事者との取引が発生した場合には、会社法・金融商品取引法等の関連法令や金融商品取引所が定める規則に従うとともに、取締役会は、当該取引の実施状況等の報告を定期的に受けるものとします。

(当社ホームページへ記載の「エルナーグループコーポレートガバナンス基本方針」第9条に記載しております)

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、信頼性の高い企業情報を適時適切かつ公正に開示することが、経営の透明性を確保するための重要な経営課題であり、全てのステークホルダーからの理解と信頼を得るために必要不可欠であると認識します。そのため会社法・金融商品取引法等の法令や東京証券取引所が定める規則による適時開示はもとより、それ以外の当社の商品開発や企業提携、非財務情報を含む、株主やステークホルダーにとって分かりやすく、有用性の高い情報を積極的に開示します。尚、当社のコーポレートガバナンスに関する考え方は、エルナーグループコーポレートガバナンス基本方針に定めています。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社取締役会は、会社法等法令及び定款に定める事項、株主総会決議により委任された事項、取締役会規定に定められた事項、経営上の重要な事項について決議します。それ以外の事項、または、業務執行に関する事項は、代表取締役、業務執行取締役及び執行役員に対し、各種規定に基づいて委任し、取締役会が執行状況の監督を行うこととしています。

(当社ホームページへ記載の「エルナーグループコーポレートガバナンス基本方針」第14条1に記載しております)

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、2名の独立社外取締役の選任をしています。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質〕

当社取締役会は、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役を独立社外取締役と考えており、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献ができる独立社外取締役候補者を選定するよう努めています。尚、社外取締役の独立性判断基準については、当社ホームページへ記載の「エルナーグループコーポレートガバナンス基本方針」第22条6に記載しております。

〔補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方〕

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が最も効果的・効率的に発揮できる体制を考慮し、取締役を選任しております。また、取締役候補者の指名に関しては、独立性を備えた社外取締役2名を含む取締役会にて、人格・識見・能力・資質等の選定基準を設け、当該基準を充たす者を候補者として選定した上で、取締役会にて指名するものとします。尚、選定基準については、当社ホームページへ記載の「エルナーグループコーポレートガバナンス基本方針」第22条6に記載しております。

〔補充原則4-11-2 社外取締役・社外監査役の兼任状況〕

当社は、取締役会が必要と認めた場合を除き、当社の業務執行取締役および常勤監査役が他企業の役員を兼務することを認めないこととしています。また、当社の社外役員が他企業の会社役員を兼務することとなった場合には、当社に振り向ける時間等が十分確保しているかを確認するものとします。尚、社外役員の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書で開示します。

〔当社ホームページへ記載の「エルナーグループコーポレートガバナンス基本方針」第13条7に記載しております〕

〔補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング〕

当社は、当社取締役及び監査役に対して、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングの機会を継続的に提供することを基本方針とし、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めています。また、新任の社外取締役及び社外監査役に対しては、社内会議への参加や現場見学を通じ、当社の事業・組織に関する知識を高めるとともに、現任の取締役及び監査役はより丁寧に説明するように努めるほか、必要に応じ、当社の所定の部署より業務についての詳しい説明を行うことにしております。別途、会社経営上の意思決定に必要な広範な知識や業務遂行に求められる知識習得のために外部セミナー等に積極的に参加する機会を設けています。

〔当社ホームページへ記載の「エルナーグループコーポレートガバナンス基本方針」第21条3に記載しております〕

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、株主との建設的な対話を促進するため、IR担当部署を中心としてコミュニケーションの充実に努めます。

〔当社ホームページへ記載の「エルナーグループコーポレートガバナンス基本方針」第26条に記載しております〕

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

〔大株主の状況〕 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
太陽誘電株式会社	91,924,000	63.78
南通江海電容器有限公司	10,638,000	7.38
伯東株式会社	1,738,000	1.21
日本証券金融株式会社	1,568,000	1.09
株式会社みずほ銀行	1,256,000	0.87
藤木 洋明	608,000	0.42
新木産業株式会社	591,000	0.41
新行内 儀春	501,000	0.35
生沼 敦	458,000	0.32
吉田 武志	450,000	0.31

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無 更新	太陽誘電株式会社（上場：東京）（コード）6976

補足説明 更新

大株主の状況は、平成30年6月30日現在の状況を記載しております。なお、割合(%)は、総株主の議決権に対する所有議決権数の割合を記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	12 月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の親会社である太陽誘電株式会社は、当社議決権の63.78% (平成30年6月30日現在) を保有しており、当社は同社の連結子会社となっております。

当社は同社と、グローバルに環境・エネルギー市場、車載・産機市場向けビジネスを加速し、両社の企業価値の向上を目指すことを目的とした資本業務提携契約を締結する等、事業活動において連携を行っており、また、連結子会社として一定の事項については、同社と事前協議を行っております。

しかしながら、このような支配株主である同社との取引を行う場合、当社は、少数株主の権利を不当に害することのないよう、その可否、条件等につき十分な協議・交渉を行い、会社法・金融商品取引法等の関連法令及び社内規程に従い、業務の適正を確保し、自律性を保つことを通じ、当社の独立性を確保し、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社は、親会社である太陽誘電株式会社との間で、相互に連携を保ちながら、独立性を十分に尊重しつつ、成長・発展、業績の向上に努めることとしております。

同社から、当社の事業活動に対する制約はなく、当社の独立性は確保されていると考えております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
篠原英美	他の会社の出身者											
樋口 収	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠原英美	○	----	大手商社の法務担当管理職、検査役等の重職を歴任した経歴があり、社外の独立した立場からの視点を取締役会に反映させることにより、取締役会の活性化及び取締役への監視機能の強化を図り、透明公正かつ効率的な経営を確保するため。 また、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。
樋口 収		----	弁護士であり、その国際的な法務実務やコンプライアンスにおける豊富な知見を活かし、当社における企業経営全般に助言いただくため選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会において相互に職務執行の状況について報告を行うとともに、会計監査人とは、監査計画ならびに監査実施状況を基に、必要ある都度相互の情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めております。また、内部監査室は、監査役、会計監査人との緊密な連携のもと、内部監査計画に基づき、定期的に監査を行うとともに、必要に応じて臨時監査も行いながら、業務執行が経営方針、関係法規、社内規定・基準等に準拠して、適法かつ適正・合理的に行われているかについて監査するとともに、必要に応じて改善提案を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
風早健史	他の会社の出身者													
加藤幸人	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
風早健史	○	---	豊富な経験と幅広い知識を活かして取締役の職務執行の監査を行って頂くため。 また、経歴を鑑み一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立した立場で監査を行って頂けると判断し、独立役員として指定しております。

加藤幸人		税理士であり、また、税理士法人の代表社員でもあることから、その企業会計における豊富な実務経験と見識により、客観的な立場から、より公正な監査をして頂くため選任しております。
------	--	---

[独立役員関係]

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は取締役（社外取締役を除く）に対し、長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。
新株予約権の割当株式総数は500,000株（うち行使済株数は30,000株）であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションとしての新株予約権の報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績、及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額 36百万円（うち、社外取締役3百万円）
監査役の年間報酬総額 19百万円（うち、社外監査役14百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬は、適切なリスクテイクを支え、企業価値向上へのインセンティブを高めるうえで相当であり、かつ優秀な人材を確保できる水準とすることを基本的な方針とする。
取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、業績向上を目的として、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責および実績、経営内容や経済情勢を勘案し、取締役会にて決定する。

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制]

経営企画担当部門が取締役会事務局として、資料提供・問合せ対応等のサポートをしております。また、経営情報伝達の徹底を図るため、社外監査役の重要会議参加機会を設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 現状の体制の概要
当社は取締役会・監査役会制度を基軸としたコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。
提出日現在、取締役会は5名、監査役会は3名で構成されております。
社外取締役2名を含む取締役会においては、社外取締役の独立した立場からの視点を取締役会に反映させることにより、取締役会の活性化および取締役への監視機能の強化を図り、透明公正かつ効率的な経営判断が確保でき、また、監査役3名（うち社外監査役2名）からなる監査役会にて、経営監視機能の客観性、中立性が充分確保されているものと判断しております。

2. 会社の機関の内容

(1) 当社は、グループ企業の経営陣に当社取締役はじめ経営幹部をあてるとともに、毎月の定例取締役会または必要に応じて開催される臨時取締役会において、当社及びグループ企業の経営上の重要事項を審議・決定しております。

尚、経営環境の変化や企業活動の迅速化に対応する経営体制を構築するため、各取締役の事業年度における経営責任を明確にする趣旨で取締役の任期を1年にしております。

また、当社は、「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」の分離を目指し、「執行役員制度」を導入しております。

(2) 当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役会は現在、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成され、経営全般にわたる監査についての意見交換を行って監査を実施し、また必要に応じ監査役の立場から経営に対する意見具申も行っております。

また、常勤監査役は、取締役会や経営会議をはじめとする社内の重要会議の全てに出席し、業務執行を監視する体制をとっております。

3. 社外取締役の役割・機能

[取締役関係]「会社との関係(2)」をご参照下さい。

4. 監査役の機能強化に向けた取組状況

[監査役関係]「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」をご参照下さい。

5. 内部統制及び会計監査の状況

(ア) 当社はコンプライアンス、業務の効率化を担保する内部統制システムの整備を進めるとともに、管理職の職責としてコンプライアンス上の問題点等を全社的視点で相互に指摘することにより実効性のある内部監査体制の推進に努めております。また、内部監査室と監査役との連携により監査体制の充実を図っております。

(イ) 当社は会計面での不正を防止するため、金融商品取引法に基づく会計監査制度及び企業の内部統制の充実を図るため推進組織を設ける等、その実効性を高めております。作成された財務報告の内容が正しいかどうかを照査するだけでなく、報告の作成プロセスそのものに遡って誤りが起こらないような仕組みとしております。

(ウ) 当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査を委嘱しております。また、監査役とも年間予定、業務報告等の定期的な打合せを含め、随時情報交換を行うことで相互の連携を高めております。

尚、当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりです。継続監査年数については7年を超える者がいないため、記載を省略しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：山岸聡

指定有限責任社員 業務執行社員：大野祐平

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 11名 その他 11名

(注) その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役の独立した立場からの視点を取締役に反映させることにより、取締役会の活性化および取締役への監視機能の強化を図り、透明公正かつ効率的な経営判断が確保でき、また、監査役3名からなる監査役会にて、経営監視機能の客観性、中立性が充分確保されているものと判断し、社外取締役2名、監査役3名の体制をとっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	ホームページへの招集通知の掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上に財務データサイトを開示し、財務資料の提供を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当者が情報開示や投資家からのお問合せに対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	グループ会社主要工場においてISO14001の認証取得を完了しており、環境問題をはじめ、企業の社会的責任を果たすための取組みに積極的に取り組んでおります。
その他	経営の透明性確保のため、財務情報や新商品情報等をホームページに掲載し、また適時、機関投資家向けの決算説明会等を開催するなどIR活動を展開しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制として、以下を取締役会で決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス体制推進に関する施策の企画と実行管理を、当社の経営陣で組織されたコンプライアンス推進委員会が主導し行う。
 - (2) 法令、企業倫理に沿った行動を徹底するために「コンプライアンス規定」ならびに「エルナーグループ行動原則および行動基準」に基づき、教育・研修等の徹底を図る。
 - (3) コンプライアンスに関わる通報や相談に対応するため社内窓口に加え、弁護士事務所にも通報・相談窓口（ヘルプライン）を設置する等、コンプライアンス体制推進に関する施策の企画と実行管理を行い、その実効性確保に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 法令および「文章管理規定」に基づき取締役の職務執行に係る情報を文章（電磁的記録を含む。以下同じ。）に記録し、保存する。
 - (2) 取締役および監査役は必要に応じて前項の文章を閲覧できるものとする。
 - (3) 重要書類・情報の機密保持については、個人情報保護および企業秘密管理の重要性に鑑み徹底を図る。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) 経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクについて各担当部門を中心に常時把握に努め、必要に応じ会計監査人、顧問弁護士等の助言を受け、取締役会、経営会議に報告、審議を実施する。
 - (2) 「リスク管理規定」に基づき、実効的なリスク管理を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務執行の効率化を図るため、取締役会による中期計画の策定と各部門の目標および具体的な業績管理指標の設定を行い、定時あるいは臨時取締役会において、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況の監督を行うとともに業績の管理と対策を実施する。
 - (2) 「職制および職務権限規定」に基づく職務分掌、職務権限による意思決定ルールに従い職務を執行する。
5. 下記のa.からd.に掲げる体制その他の当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - b. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規定その他体制
 - c. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - d. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (1) 子会社、関連会社（以下、グループ会社という。）の役員、従業員についても当社の「コンプライアンス規定」ならびに「エルナーグループ行動原則および行動基準」を適用し、グループ全社にわたりコンプライアンスの徹底を図っていく。
- (2) グループ会社においても、「職制および職務権限規定」に定めたグループ会社共通の職務権限に基づき、一定の重要事項については、当社ならびに当社取締役会において審議、決裁することにより業務執行の適正を確保する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 会計面で企業の不正を防止するため、金融商品取引法に基づく会計監査制度及び企業の内部統制の充実を図るため推進組織を設ける等、その実効性を高める。
 - (2) 作成された財務報告の内容が正しいかどうかを照査するだけでなく、報告の作成プロセスそのものに遡って誤りが起こらないような仕組みを構築し、その仕組みの適正性を公表していく。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その必要性について、担当取締役と監査役が協議し、決定する。
 - (2) 当該使用人の異動、評価、懲戒処分等については、監査役の同意を要することとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
8. 当社の監査役の上記7.の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人は監査役の指揮命令下に置き、労務管理を行うものとし、その人事についても任命・賃金等を含め監査役会と事前に協議を行い、同意の得た上で決定する。
9. 下記のa.およびb.に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
 - a. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - b. 当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- (1) 当社の取締役および使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。
- (2) 当社またはグループ会社の取締役および使用人は、法令等の違反行為、当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見した場合には、社内規定の定めに従い、所定の体制において直ちに監査役に報告する。
10. 上記9.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
企業倫理・法令遵守に関し、それに関する問題点・課題を早期に発見し迅速に対応することを企業原則とし、それを是とした企業の行動様式をグループ全社にわたり知らしめることで、当該報告者への不利な取扱いを排除し、規律と秩序のある体制の維持を図る。
11. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - (2) 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会、経営会議等の重要な会議に監査役が出席し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
 - (2) 代表取締役と監査役の会合を定期的に開催する。
 - (3) 内部監査担当と監査役の会合を定期的に開催し、監査役が、内部監査の実施計画およびその結果等の情報を入手できる体制をとる。
 - (4) 監査役が、内部監査担当、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高める。

[整備状況]

1. 従業員の法令遵守の徹底と会社自身の自浄作用による問題解決を目的として、法令遵守・反社会的行為等の禁止を定めた「行動原則および行動基準」を制定しコンプライアンス体制を推進しており、グループ全社全従業員に意識徹底を図るための施策を順次展開しております。
2. 企業情報管理の総括的規定として「情報セキュリティ基本方針」に基づく「SMSマニュアル」及び「情報セキュリティ管理規定」を制定し、情報管理体制の整備を進めております。
3. 当社を取り巻く多様なリスクについて、各担当部門を中心に常時把握に努め、リスクの態様に応じ、その対応について必要に応じて会計監査

人、顧問税理士、顧問弁護士等の助言を受け、経営会議、取締役会等、所定の手続で審議・決定しております。

4. 内部統制システムの監査を含む新監査役監査基準の導入に伴い、取締役・監査役間の会合を定例化するなど、監査環境の整備を進めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令遵守などへの責任はもとより、社会の一員として企業活動を通じて社会的責任を果たすために、当社及び当社グループ全社において「エルナーグループ行動原則および行動基準」を定めており、反社会的勢力と一切関係を持たず、不当な要求に対しては毅然として対処するという方針を明確にしています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

代表取締役以下、上記行動原則および行動基準を社内外に宣言し、宣言を実現するために対応統括部署を定め、社内関係部門との協力体制の整備を実施している他、定期的な講習会への参加や外部専門機関との連携による情報収集等、一連の取組みを行っております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示に係る社内体制の概要)

1. 内部情報を把握・管理する仕組み

- (1) 取締役会、経営会議の事務局を経営企画担当部門に集中することにより、内部情報を一元管理
- (2) 各部署ごとに選任される企業秘密管理責任者により企業秘密を厳正に管理するとともに、内部情報に関し、管理部管掌取締役へ報告
- (3) 関係会社の重要業務について、当社の担当部門との協議手続において情報を把握・管理

2. 内部情報の適時・適切に開示する仕組み

- (1) 内部情報の適時開示の要否について、経営企画、経理、総務、法務担当部門が検討
- (2) 開示が必要とされる事項について、毎月の定例取締役会または必要に応じて開催される臨時取締役会において決定後遅延なく、または重要事実発生後遅延なく、東京証券取引所へ開示かつホームページに掲載

